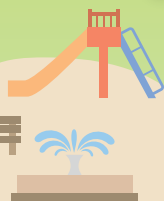


新宿区

安全・安心 まちづくり

暮らしやすい
安全で安心な
まちの実現



はじめに

安全で安心して暮らせるまちは、みんなの願いです。

近年、この新宿区を、自らの手で犯罪から守り、「誰もが安心して暮らせるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまちにしよう」という取組みが各地域に広がっています。その成果の現れとして、新宿区内では、着実に犯罪の件数が減少しています。

これらの取組みにおいて区民や事業者のみなさんが「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い気持ちと、警察や区との協力・連携が不可欠です。

2020 年から流行が続いている新型コロナウイルス感染症によって、活動が思うように実施できない地域が多いですが、「新しい日常」のなかで感染対策をしながら自主防犯活動を再開している地域もあります。新宿区では、区内 4 警察署と連携しながら、区民や事業者のみなさんが行う自主防犯活動を支援し、安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に推進しています。

この冊子では、区内の犯罪情勢や区の実取組み等について掲載しておりますので、既に防犯活動を行っている方はもちろんのこと、「これから防犯活動を始めよう」と検討されている方や、「防犯活動を始めたいが迷っている」という方にも是非お読みいただき、少しでもみなさんの後押しができればと考えております。



※本冊子に掲載している犯罪に関する件数については、関係行政機関の資料を基にし、新宿区でまとめた手集計となります。

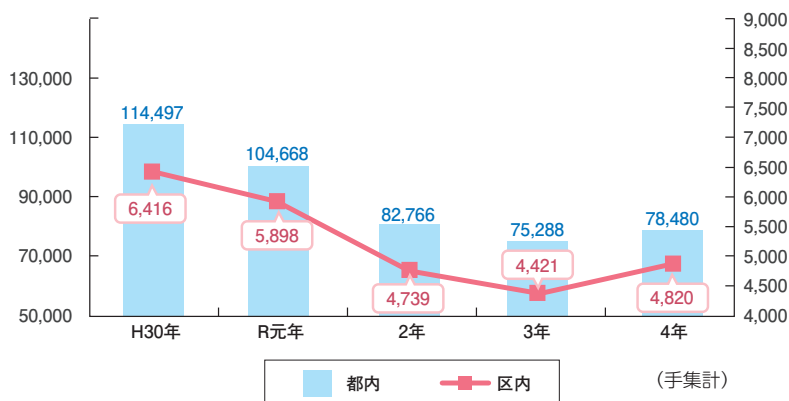
C O N T E N T S

● 区内における刑法犯の発生状況	4
● 自主防犯活動を始めてみませんか？	
支援内容	
(1) 防犯資器材の提供	6
(2) 防犯活動推進連絡会の開催	7
(3) コミュニティ活動補償制度の適用	7
(4) 重点地区等における協働事業の実施	8
(5) 防犯カメラに関する補助事業	10
● 安全・安心に関する取組み	
自動通話録音機の無料貸出し	11
落書き消去剤の提供	12
しんじゅく安全・安心情報ネット	14
● 客引き行為等の防止	
条例の施行、条例の改正、禁止となる行為	16
禁止とならない行為、区の見守り	17
● 暴力団排除	
条例の基本理念、条例の概要	18
● 最近の犯罪傾向	
特殊詐欺	20
侵入窃盗	23
ひったくり	24
万引き	25
自転車盗	26
危険ドラッグ撲滅	27
● 新宿区民の安全・安心の推進に関する条例	28
● 安全推進地域活動重点地区	32
● 防犯ボランティアグループ	34

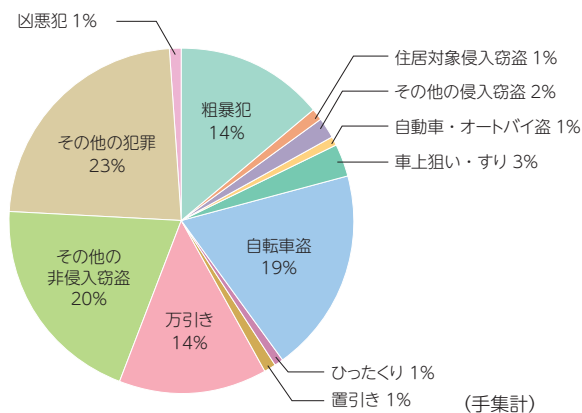
区内における刑法犯の発生状況

治安のバロメーターの1つとして、刑法犯、つまり主要な犯罪の発生状況が用いられます。区内の刑法犯認知件数は、平成21年以降減少傾向にあり、安全で安心して暮らせるまちづくりが着実に推進されています。

1 都内・区内における全刑法犯認知件数の推移



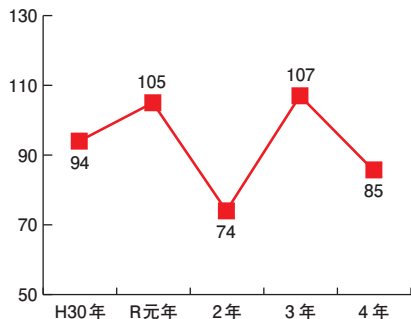
2 令和4年 区内発生刑法犯の割合



- 凶悪犯～殺人・強盗・放火・強制性交等の犯罪
- 粗暴犯～暴行・傷害・恐喝等の犯罪

3 区内における主な犯罪の推移 (手集計)

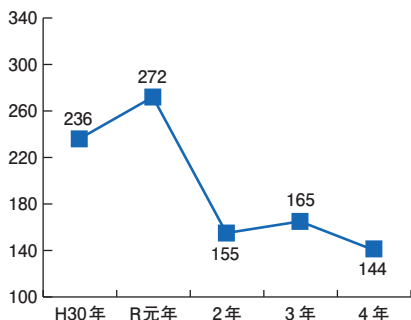
特殊詐欺



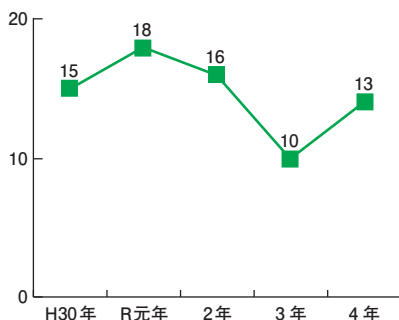
※「特殊詐欺」とは、オレオレ詐欺・預貯金詐欺・架空料金請求詐欺・還付金詐欺・融資保証金詐欺・金融商品詐欺・ギャンブル詐欺・交際あっせん詐欺・その他の特殊詐欺・キャッシュカード詐欺盗の10分類を指します。

※令和元年6月から警察の統計方法が変わったため、平成30年以降からキャッシュカード詐欺盗を含む件数で表示しています。

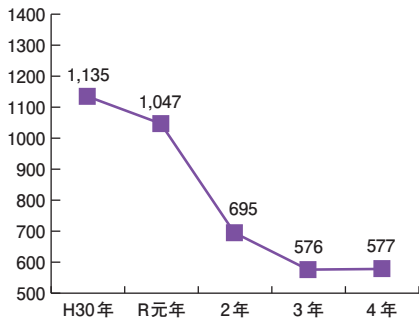
侵入窃盗



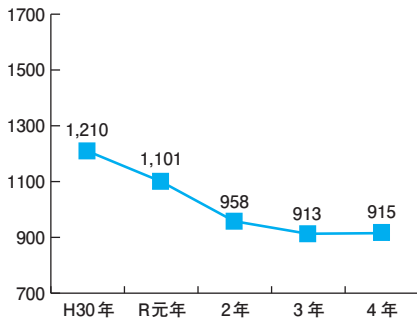
ひったくり



万引き



自転車盗



自主防犯活動を始めてみませんか？

現在、区内には、「自分達のまちは、自分達で守る。」という強い意志を持って地域安全活動を推進する団体があります。

団体は、安全推進地域活動重点地区（以下「重点地区」という。）と防犯ボランティアグループの2種類があり、重点地区170団体、防犯ボランティアグループ27団体がそれぞれの地域で防犯パトロールや子どもの見守り活動等を実施しています（32～35ページ参照）。

区では、これらの団体に対し、防犯資器材提供等の支援を行っています。

支援内容 ～重点地区の活動を支援します～

1 防犯資器材の提供

区では活動人数に合わせた防犯資器材を提供しています。

劣化による交換や、活動人員の増加に伴う追加も行っています。ぜひ、ご活用ください。

- 防犯パトロール用ベスト、キャップ、腕章
- 合図灯
- 各種防犯ステッカー など



2 防犯活動推進連絡会の開催

年1回、各団体が集まる「防犯活動推進連絡会」を開催しています。

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面開催としました。

今後も、感染状況等を踏まえながら、適切な方法で実施していく予定です。

- 犯罪情勢等の情報提供
- 情報交換、相互連携 など



※令和元年度の会議の様子

3 コミュニティ活動補償制度の適用

区民のみなさんが安心して地域コミュニティ活動が行えるよう、対象となる活動中のケガなどに対して、区が保険料を負担し、傷害や賠償責任を補償する制度があります。

この補償制度に対する区民のみなさんの事前の加入や登録の手続きは、必要ありません。

万が一、事故等に遭われた場合は、区危機管理課までご一報ください。

4 重点地区等における協働事業の実施

重点地区等の活動強化を目的に、隣接する重点地区等が協働できるよう犯罪機会論に基づき、地域安全マップ作製事業を行っています。

グループ毎にまち歩き（危険箇所点検等）を行うことで、重点地区等の相互連携や人事交流等を推進しています。

令和4年度は、榎町地区において実施しました。

まち歩きの実施



確認・校正作業



完 成



5 防犯カメラに関する補助事業

区では、**重点地区を対象**に、防犯カメラの設置・維持管理に係る経費の一部を補助する事業を行っています。

この事業は、パトロール等の自主防犯活動を実践している重点地区が、街頭防犯カメラを設置することにより、ソフト・ハードの両面から、地域の防犯力を向上させようとする活動を補助するものです。

●補助の対象となる経費

- ①初期設置費用・更新費用
- ②維持管理費用【保守点検費・修繕費・電気料金・設置場所に関する使用料】

●補助の対象とならないもの

- ①重点地区としての指定を受けていない団体が設置するもの
- ②マンションや駐車場等、専ら特定財産の保護を目的としたもの

各設置団体では、防犯カメラの運用規程を策定し、個人のプライバシー等に十分配慮した運用を行っています。

平成16～令和4年度末現在で、延べ108団体が街頭防犯カメラを設置し、安全・安心まちづくりのために運用しています。

●期待する効果

- 犯罪抑止力の向上
(カメラ本体とその設置を周知する表示板・ステッカーによる表示)
- 犯罪検証・再発防止
- 早朝や深夜帯など、自主防犯活動の限界をカバーできる など

●設置にあたって注意すべき点

- カメラ設置に対する地域の合意形成
- 個人のプライバシーへの配慮
- 設置後も電気料金や共架料など維持・管理費用がかかる
- 防犯カメラは万能ではない など

同補助金の活用には、定期的な防犯活動の継続などの要件があります。詳しくは、区危機管理課にご確認ください。



安全・安心に関する取組み

自動通話録音機の無料貸出し

区内において、区職員や警察官等を騙った特殊詐欺被害がいまだに多く発生しています。

特殊詐欺の犯人は、電話で接触してくることが多いため、知らない人からの電話には出ないという事前の対策がとても重要になります。

このため区では、特殊詐欺等の被害を防止するため「自動通話録音機」を無料で貸し出しています。なお、自動通話録音機は、区危機管理課のほか、各特別出張所、区内の4警察署においても貸出しを行っています。

●自動通話録音機とは

電話機及び電話回線の間に接続することにより、電話の呼び鈴が鳴る前に、かけてきた相手に対して自動で警告メッセージを流し、通話内容を録音する機械です。

●貸出し対象

新宿区内在住で、

- ・おおむね 65 歳以上の高齢者がいる世帯
- ・その他、貸出しが必要と認められる世帯

(代理の方による申請も可能です。詳しい申請方法等については、区危機管理課にお問い合わせください。)



●期待できる効果

電話機の呼出音が鳴る前に、発信側（相手）に対して自動で音声メッセージを流すため、着信側（設置者）が受話器を取る前に犯人へ警告を与えることができます。

また、ほとんどの犯人は録音されることを嫌がり、電話を切ってしまいます。

自動通話録音機は、特殊詐欺のみならず悪質商法の未然防止に対しても効果があります。



落書き消去剤の提供

区は、安全安心まちづくりの一環として、落書きの消去作業を支援しています。

落書きの放置は、住民や通行人に不安を感じさせるだけでなく、さらなる落書きを呼び、犯罪の誘因要素となります。

区では、体感治安の向上と環境美化の促進を支援するため、落書き消去剤（スプレー剤）を無償で提供しています。



●貸出し対象

新宿区内に所在し、道路に面した塀や建物等にかかれた落書きを、**所有者や管理者が自ら消去する場合**（年1回を限度）

（申請方法等については、区危機管理課にお問い合わせください。）

●落書き消去剤の特徴

- スプレー式で、1缶につき1～1.5平方メートル程度の落書きの消去が可能です。
- 消去可能な下地：御影石、大理石、コンクリート、モルタル、磁器タイル、ガラス、金属パネル（シャッター等）
- 消去可能な落書きの成分：ラッカースプレー、マジックインク、蛍光ペン、クレヨン、口紅等

●注意点

建物等の所有者や管理者に断りなく、落書きを消去することはできません。（必ず消去できるわけではなく、汚損等する場合があります。）

落書き消去剤による消去手順

① 落書き消去剤を吹きかける

下地の塗料が落ちないか、また、消去剤の効果を確認するため、まず落書きの一部のみにスプレーを噴射します。

問題がないことを確認した後、落書き全体にスプレーを噴射します。

落書きからは15～25センチメートルくらい離します。

② 消去剤を浸透させる

スプレー後、1～2分待ちます。

状況により、ラップフィルムをかけると浸透が促進されます。

しばらくすると落書きが浮かび上がってきます。

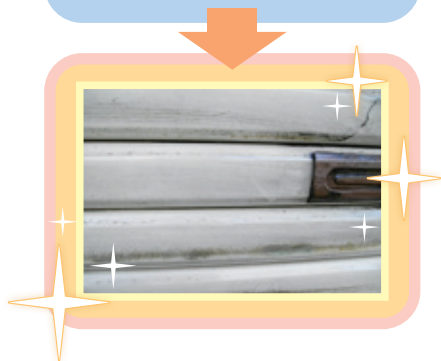
③ 落書きをふき取る

ぼろきれ等を使って、落書きをふき取ります。

効果が十分でない場合には、ブラシ等で擦ったり、再度スプレーを噴射する等します。

● 注意点

使用する時は、通行人や車両等に消去剤が付着しないよう、周囲の状況に十分注意しましょう。



しんじゅく安全・安心情報ネット

区では、登録者へ、警察や消防、地域等から入手した不審者や事件、火災に関する情報等を、ご登録いただいたメールアドレスあてに配信しています。

毎日の生活に役立てることはもちろん、自主防犯活動や地域における防犯啓発、子どもの安全確保のためにも、是非ご活用ください。

※被害者の精神的負担やプライバシーの侵害等を考慮しておりますので、全ての情報について配信するわけではありません。

✉ 不審者情報

不審者の声掛け事案など子どもの防犯に関するもの

●例文：

「……………において、児童が男に『公園に行こうよ』等と声を掛けられる事案が発生しました。不審者の特徴は……………です。子ども達には、いざという時に……………するように教えておきましょう。」



✉ 事件情報

多発する特殊詐欺など、区民の平穏な生活を脅かす事件に関するもの

●例文：

「区内において、区職員を騙る者から不審な電話が入っています。

内容は

- ・医療費、健康保険料の還付金があります。
- ・緑色の封筒を送っていて、期限が過ぎましたが、まだ手続きがされていません。」

区役所から電話で還付金などの説明をすることはありません。

このような電話があった場合には、まず家族や知人などに相談したり、区や警察に確認してください。

☒ その他の防犯情報

防犯イベント情報など防犯
啓発に関するもの



☒ 火災情報

放火や連続火災に関するもの



登録方法

- 1 スマートフォン、カメラ機能付き携帯電話等で
右の二次元コードを読み取り、サイトに接続後、
手順に従って登録してください。
- 2 下記メールアドレスに空メールを送り、返信されたメールに記載
されている手順に従って登録してください。



t-shinjuku@sg-m.jp

■ 注意点

- 迷惑メール設定をしている場合は、事前に「anshin-shinjuku.jp」のドメインからの受信を許可する設定にしてください。
- 登録は無料ですが、メールの受信にかかる通信料は利用者様のご負担となります。

客引き行為等の防止

条例の施行

執拗な客引き・勧誘行為（スカウト）は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」で規制されていますが、繁華街では法律や都条例で規制されていない居酒屋等の客引きが増加し、区民や新宿を訪れる方に不快感や不安を与えていました。

そこで、区は、平成 25 年 9 月、「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、居酒屋、カラオケ店の客引きを規制するとともに路上スカウト行為、客やスカウトの相手方を待つ行為（うろつき、たたずみ、たむろなど）を禁止し、客引き行為等への指導を推進してきました。

条例の改正

条例の施行後、一定の効果が認められたものの、客引きの悪質・巧妙化が懸念されました。このことから、平成 28 年 4 月、「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を一部改正し、客引き等に対する指導を強化しました。

6 月からは、指導・警告・勧告に従わない場合の公表・過料など罰則規定を駆使するとともに、地域の皆さんや警察との連携をさらに強化し、更なる客引きの排除に取り組んでいます。

禁止となる行為

①客引き行為

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ホストクラブ、ファッションヘルス等へ誘う客引き行為が禁止されます。



②勧誘行為（路上スカウト）

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、キャバクラ・ファッションヘルスでの勤務や、アダルトビデオへの出演等について、勧め誘う勧誘行為が禁止されます。

※相手方がそれに応じたか、応じないかは関係ありません。

③客待ち・勧誘待ち行為

左記①又は②の行為をする目的で、公共の場所で相手方を待つ行為（うろつき、たたずみ、たむろすること）が禁止されます。



禁止とならない行為



ティッシュ・チラシ配り

不特定多数の人にティッシュ・チラシを配布することは、本条例では禁止されていません。

※ただし、同時に興味を持って立ち止まった通行人に対して、値段交渉等をすれば、客引き行為に該当します。



呼び込み

店の前で「いらっしゃい、いらっしゃい」等と、不特定多数の人に呼び掛けることは、本条例では禁止されていません。

区の実施

地域団体や警察と連携を取りながら、パトロールを実施すると共に、新宿区独自の「新宿区安全安心パトロール隊」が繁華街をパトロールするなど、客引きに対するパトロールを強化しています。

近年、外国人による客引き行為等が多い実情を考慮し、外国語を駆使するパトロール隊員による指導等を行っています。



客引きパトロール

暴力団排除

近年の暴力団は、凶悪犯罪を繰り返し、また巧妙な資金獲得活動を行い、経済基盤や国民の生活に悪影響を及ぼしています。

こうした状況から、全国的に暴力団排除の気運が高まり、新宿区においても、区民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、「新宿区暴力団排除条例」を平成24年12月1日に施行しました。

区民・事業者のみなさんは、次の基本理念に基づいて、社会全体で暴力団排除活動に取り組みましょう。

条例の基本理念

- 暴力団と交際しない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団を利用しない

条例の概要



区は、区民等の協力を得るとともに、警察などと連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

区民等の責務等（6条1項2項）



- 1 区民・事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区や警察に情報提供するとともに、区が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます。
- 2 青少年の教育又は育成に携わるものは、青少年が暴力団に加入したり、暴力団による被害を受けることがないように、指導、助言等を行うよう努めます。

区の事務事業に係る措置 (10 条)



公共工事や補助金の交付など、区の事務事業全般から、暴力団関係者を排除します。

公の施設における措置 (11 条)



公の施設の利用の目的や内容が、暴力団の活動を助長したり、運営に資すると認められる場合は、利用を拒否します。

生活保護に係る措置 (12 条)



生活保護費が暴力団の活動を助長したり、運営に資することとならないよう、生活保護から暴力団員を排除します。

区民等に対する支援 (14 条)



区は、区民・事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、相談、助言等の支援を行います。

区民等の安全確保 (16 条)



区長は、区の施設や公共の場所で行われる行事において、暴力団が威力を示す行為により区民等に危害を及ぼすおそれがある場合には、区民等の安全を確保するため、警察を要請するなど適切な対応をとります。

暴力団等に関する困りごと相談は

- 新宿区 危機管理課
03-5273-3532
【平日】午前 8 時 30 分～午後 5 時
- お近くの警察署 組織犯罪対策課
 - 牛込警察署 03-3269-0110
 - 新宿警察署 03-3346-0110
 - 戸塚警察署 03-3207-0110
 - 四谷警察署 03-3357-0110
- (公財) 暴力団追放運動推進都民センター
フリーダイヤル 0120-893-240
【平日】午前 9 時～午後 5 時

最近の犯罪傾向

特殊詐欺

(手集計)

●区内における特殊詐欺の認知件数は、令和4年中に区内で + 3,660 万円と増加しております。都内においても、認知また、区内では、被害者の約 94% が 60 歳以上の高齢者です。



オレオレ詐欺

預貯金詐欺

キャッシュカード詐欺盗

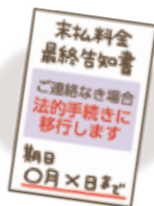
85 件、前年比 -22 件、-20.6%と減少しましたが、被害総額は約 2 億 4,660 万円で、前年比約件数は減少しているものの被害額は増加しており、特殊詐欺の被害は未だになくなりません。被害に遭わないように、犯行の手口を知っておきましょう。



特殊詐欺

被害に遭わないポイント

- 「携帯電話の番号が変わった・無くした」と言われたら
⇒ **必ず元の携帯電話番号にかけ直す！**
- 「官公署の職員」と言われたら
⇒ **必ず部署や担当者名を確認する！**
そして、部署や担当者が本当に実在するか確認する！
(確認するときは、相手の言った連絡先へ確認するのではなく、
公の代表電話などに確認しましょう。)
- 「キャッシュカードの変更が必要。取りに行く」と電話があったら
⇒ **相手にすることなく警察や家族に相談する！**
- 「ATMで還付金が戻る」と言われても
⇒ **ATMで還付金は受け取れません。**
⇒ **ATMを操作しながら通話している人がいたら、
詐欺を疑い声をかけ、110番しましょう**
- 身に覚えのないハガキ(契約不履行による民事訴訟)や
身に覚えのないメール(未納料金の発生)については
⇒ **相手にすることなく警察や家族に相談する！**
- 「ギフトカードを購入し、シリアル番号を教えて」と言われても
⇒ **相手にすることなく警察や家族に相談する！**



被害に遭わないためには
「犯人からの電話に出ない」
ことが重要です。

犯人からの電話に出ないために

- 自宅の電話を常に留守番電話に設定しましょう
- 自動通話録音機を設置しましょう
(11ページ参照)
- 迷惑防止機能付電話機を活用しましょう

相談窓口

- 区役所代表 03-3209-1111
- 新宿区 危機管理課
電話 03-5273-3532
FAX 03-3209-4069
平日午前8時30分～午後5時
- お近くの警察署 生活安全課
 - 牛込警察署 03-3269-0110
 - 新宿警察署 03-3346-0110
 - 戸塚警察署 03-3207-0110
 - 四谷警察署 03-3357-0110
- 警視庁総合相談センター
#9110 または 03-3501-0110
相談内容に応じた窓口をご案内します。

～電話でお金のお話が出たら、家族・警察・区に相談しましょう～

侵入窃盗 (手集計)

侵入窃盗は、令和4年中に区内で144件発生しており、前年比-21件と12.7%減少しております。

●個人宅を狙った侵入窃盗

- **空き巣**……………家人等が不在の住宅内に侵入し、金品を盗むこと
令和4年中被害 46件（前年比+6件、+15.0%）
- **忍込み**……………夜間、家人等の就寝時に住宅内に侵入し、金品を盗むこと
令和4年中被害 12件（前年比+10件、+500%）
- **居空き**……………家人等が在宅し、食事等をしているすきに住宅内に侵入し、金品を盗むこと
令和4年中被害 0件（前年比-5件、-%）

●店舗・会社を狙った侵入窃盗

- **出店荒し**……………閉店中の店舗に侵入し、金品を盗むこと
令和4年中被害 48件（前年比-22件、-31.4%）
- **事務所荒し**……………会社、組合等の事務所に侵入し、金品を盗むこと
令和4年中被害 11件（前年比+8件、+266.7%）
- **金庫破り**……………事務所等に侵入し、金庫を破って、金品を盗むこと
令和4年中被害 7件（前年比-4件、-36.4%）

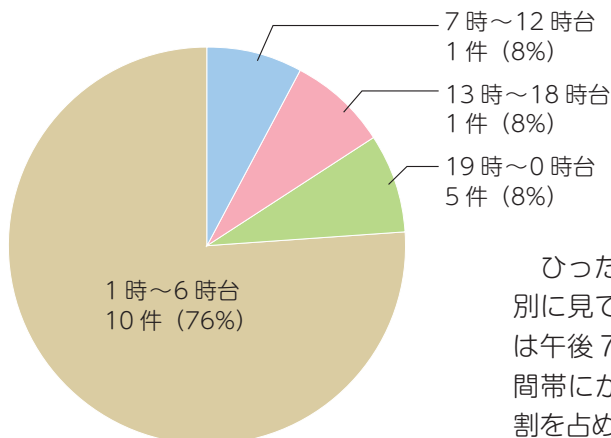
●被害を防ぐために

- **施錠は、確実にしましょう**
浴室やトイレの窓は、もちろん、高層階でも必ず施錠するとともに補助鍵なども活用してください。
- **合鍵は、置かないようにしましょう**
郵便ポストや植木鉢の下に合鍵を置くのはやめましょう。
- **足場になるものは片付けましょう**
脚立やポリバケツ等は、家の中に入れましょう。
- **新聞をためないようにしましょう**
旅行等で長期間留守にする時は、新聞配達を止めてもらうよう依頼しましょう。

ひったくり (手集計)

ひったくりは、令和4年中に区内で13件発生しており、前年比+3件と30.0%増加しております。

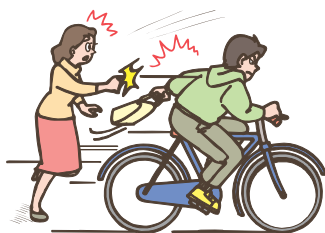
●ひったくりの時間帯別の被害 (13件中)



ひったくり被害を時間帯別に見てみると、令和4年は午後7時から明け方の時間帯にかけての被害が約8割を占めています。

習慣にしましょう

- 金融機関やATMで現金をおろした後は、特に警戒しましょう
犯人が狙っているかもしれません。
- バッグは、車道側ではなく、建物・壁側に持ちましょう
車道側に持つと、犯人がひったくりしやすくなります。
- 自転車のカゴには、ひったくり防止カバー等を付けましょう
カバー等を付けておけば、バイク利用のひったくりを防げます。
- 夜間の帰宅時は、遠回りでも明るく、人通りのある道を通りましょう
ひったくりのほか、チカン被害も防げます。
- 歩きながらのメールや通話は控えましょう
注意が散漫になり、犯人が近づいてきても気付きません。



万引き (手集計)

万引きは、令和4年中に区内で577件発生しており、前年比+1件と0.2%増加しております。

しかし、区内の刑法犯認知件数の約14%を占めているため、区民・事業者・警察・区が一体となって「万引きを許さないまち」にしていく必要があります。万引きは犯罪です。

万引きは、刑法第235条「窃盗罪」に該当し、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる犯罪です。

また、犯行が見つからなくても、見つかって代金を支払っても犯罪です。

●親族、知人・友人の方へのお願い

- 日頃から万引きが重大な犯罪であることを意識づける。
- 日頃から善悪のけじめをつけ、万引きを知った時には毅然とした態度をとり、店舗又は警察に通報する。
- 高齢者の場合
 - ・家族の対話を大切にする。
 - ・孤立させないよう話をしたり、挨拶などの声掛けをする。
- 子どもの場合
 - ・高価なものを持っていないかなど、子どもの持ち物に気を配る。
 - ・登下校中の行動や友達づきあいなど、小遣いの使い道等に関心を持つ。

●販売店の方へのお願い

- 来店者にまず「いらっしゃいませ。何かお探しですか。」等と声掛けをする。
- 商品の陳列場所や方法に配慮する。
- 防犯カメラを設置する等の犯罪の抑止・監視体制に配慮する。
- 店や店の前を非行化等の温床となる溜まり場にさせない。
- 店内で不審な行動をする来訪者には、必ず「何かお探しですか。」とひと声かける。



区民・来街者向け万引き防止 CM 製作

自転車盗 (手集計)

自転車盗は、令和4年中に区内で915件発生しており、前年比+2件と0.2%増加しております。

区内の刑法犯認知件数の約19%を占めており、区内で一番多く発生している犯罪になります。

●自転車を停めるときは、必ず施錠しましょう。

買い物などの短時間でも、また、自宅敷地内に停めるときも必ず鍵を掛けるよう習慣付けましょう。鍵は防犯性の高いシリンダー錠を掛けることや複数の鍵を掛けることなどで、泥棒から狙われにくくなります。



●路上に放置せず、駐輪場に停めましょう。

路上に放置された自転車は、通行の妨げになるだけではなく、泥棒に狙われやすくなります。自転車は、必ず整備された駐輪場に停めましょう。



●防犯登録をしましょう。

防犯登録をすることにより、万一被害に遭った場合でも、発見しやすくなりますので、自転車の購入時には、必ず防犯登録をしましょう。また、所有者が変わるとき(再登録)、氏名や住所が変わるとき(変更登録)、廃棄するとき(抹消登録)は、防犯登録の手続きをしましょう。

防犯登録に関する手続きは、自転車店・ホームセンター等の「自転車防犯登録所」で行うことができます。



危険ドラッグ撲滅

●危険ドラッグとは？

危険ドラッグには、液体、粉末、葉片等の様々な形状のものがあり、店舗やインターネット上の販売サイト等で、「お香」「アロマ」「合法ハーブ」等と称して販売されています。

その成分は、麻薬や覚せい剤等と同様の成分が含まれており、人体にとって大変有害です。

●危険ドラッグを使用すると、どうなるの？

危険ドラッグを使用すると、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等の症状を引き起こすおそれがあります。それどころか、麻薬や覚せい剤より危険な成分が含まれていることもあり、どんな危険性があるのかわかりません。



●危険ドラッグの取締り

現在、危険ドラッグは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により、「指定薬物」として 2,300 種類以上の危険物質を指定し、製造、輸入、販売、授与、所持、購入、譲受、医療等の用途以外の用途使用が禁止されています。

これらに違反した場合、3 年以下の懲役、若しくは 300 万円以下の罰金に処せられます。



●撲滅のための基本理念

新宿区では「新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例」に基づき「売らせない」「持たない」「買わない」「もらわない」「使わない」を基本理念として、危険薬物撲滅活動を推進しています。

新宿区民の安全・安心の推進に関する条例

平成 15 年 6 月 19 日

条例第 41 号

私たちのまち新宿は、乗降客数日本一の駅、超高層ビル群、大規模な地下街や繁華街、さらには木造家屋の密集する地域も抱えており、一たび大地震や都市型水害に見舞われれば、大惨事にまで発展しかねない危険性を有している。

また、自然災害だけでなく、平成 13 年 9 月の歌舞伎町雑居ビル火災をはじめとする事故や近年多発している犯罪も、私たちの生活の安全を脅かしている。

しかし、私たちには、自然災害や事故、犯罪がもたらす被害から新宿のまちを守り、このまちを誰もが安心して暮らすことのできるまちとして、後の世代に継承していく使命がある。

この使命を果たすためには、区民、事業者及び区が、それぞれ自らの役割を自覚し、互いに連携、協働し合って、安全なまちづくりに取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、自立と助け合いの精神に基づき、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまち新宿を、区民、事業者及び区が一体となって創造していくことを決意し、この条例を定める。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、区民の安全な生活を確保するために必要な区民、事業者及び区の基本的役割について明らかにするとともに、良好な地域社会の形成に向けた協働への取組に関し基本となる事項を定めることにより、区民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 区民、事業者及び区は、その有する能力を十分に発揮し、それぞれの役割を果たすことにより、すべての人が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保する上で自立及び助け合いの精神に根ざ

した良好な地域社会の担う役割が重要であることを深く認識し、その実現に努めなければならない。

3 区民、事業者及び区は、安全に関する知識及び技能を習得し、非常時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくよう努めなければならない。

(定 義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害等 地震、洪水、豪雨、暴風その他の異常な自然現象、事故、犯罪、火事又は爆発により生ずる被害をいう。

(2) 非常時 災害等の原因となる事象又は事態が発生したとき又は発生するおそれのあるときをいう。

(3) 区民 区内に住所を有する者、区内の

事務所又は事業所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。

- (4) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 各種団体 区内の町会、商店会、防犯協会その他の団体をいう。
- (6) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他区民の安全を確保するための施策を実施する行政機関をいう。

(適用上の注意)

第4条 この条例は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、何人の自由及び権利をも不当に制限するものではない。

第2章

区民、事業者及び区の基本的役割

(区民の基本的役割)

第5条 区民は、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、常に身の安全に係る点検を行い、生活の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 区民は、区及び関係行政機関が実施する生活の安全に関する施策に、積極的に協力するよう努める。

(事業者の基本的役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては人命の保護に

最大限の配慮をするとともに、その有する施設等の安全を確保するため常に点検を行う等必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、その従業員に対し、安全に関する知識及び技能を習得する機会を提供するよう努める。
- 3 事業者は、区及び関係行政機関が実施する生活の安全に関する施策に、積極的に協力するよう努める。

(区の基本的役割)

第7条 区は、基本理念にのっとり、区民の生活の安全を確保するために必要な施策を推進し、及び体制を整備する。

- 2 区は、前項の規定により施策を推進し、及び体制を整備するに当たっては、区民及び事業者の意見を積極的に反映するよう努める。
- 3 区は、区民の生活の安全を確保するため、区民、事業者及び関係行政機関との密接な連携を図る。

(非常時における基本的役割)

第8条 区民は、非常時においては、相互に協力して災害等を最小限にとどめるよう努める。

- 2 事業者は、非常時においては、その有する能力を発揮して、積極的に区民の安全の確保に貢献するよう努める。
- 3 区は、非常時においては、区民、事業者及び関係行政機関と一体となり、直ちに必要な措置を講ずる。

第3章 良好な地域社会の形成に向けた 協働への取組

第1節 良好な地域社会の形成

(良好な地域社会の形成)

第9条 区民及び事業者は、それぞれ自立及び助け合いの精神に基づき、安全なまちづくりのための地域活動（以下「安全推進地域活動」という。）を実践することにより、良好な地域社会をはぐくむよう努めるものとする。

- 2 区は、区民及び事業者が安全推進地域活動を実践している場合は、その活動に対し、必要な支援を行わなければならない。

(各種団体の安全推進地域活動に対する支援等)

第10条 区は、各種団体が安全推進地域活動を実践している場合は、その活動に対し必要な支援を行うとともに、区民、事業者及び他の各種団体との相互の連携を強化するために必要な措置を講じなければならない。

(要援護者への配慮)

第11条 区民及び事業者は、高齢者、障害者、児童その他の非常時において特に援護を必要とする者（以下「要援護者」という。）が、地域で安心して暮らすことができるよう配慮するものとする。

- 2 区は、要援護者に配慮した施策を推進す

るとともに、その体制を整備しなければならない。

第2節 安全推進地域活動重点地区

(重点地区の指定等)

第12条 区民、事業者及び各種団体は、安全推進地域活動を自主的かつ積極的に実践している場合は、区長に対し、その実践している地域を安全推進地域活動重点地区（以下「重点地区」という。）として指定するよう申出を行うことができる。

- 2 区長は、前項の申出があった場合は、期間を定めて、その地域を重点地区として指定することができる。
- 3 区は、重点地区において実践されている安全推進地域活動に対しては、積極的な支援を行わなければならない。

(重点地区の指定の変更及び解除)

第13条 区長は、前条第1項の申出を行ったものから、その申出に基づき重点地区として指定した地域について変更の申出があった場合は、その指定した地域を変更することができる。

- 2 区長は、前条第2項の期間（以下「指定期間」という。）が満了したときは、その重点地区の指定を解除するものとする。
- 3 区長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定期間の満了前においても、その重点地区の指定を解除することができる。

- (1) 前条第 1 項の申出を行ったものから、その申出に基づき指定した重点地区について、指定の解除の申出があったとき。
- (2) 重点地区において、安全推進地域活動が自主的かつ積極的に実践されている事実がないと認められるとき。
- (3) その他区長が、重点地区の指定を解除する必要があると認めるとき。

(重点地区の指定期間等の更新)

第14条 区長は、指定期間が満了する場合において、その重点地区で安全推進地域活動を自主的かつ積極的に実践しているものから、その指定期間について更新の申出があった場合は、その指定期間を更新することができる。更新した期間が満了する場合において、その重点地区で安全推進地域活動を自主的かつ積極的に実践しているものから、その更新した期間について更に更新の申出があった場合についても、同様とする。

第3節 安全なまちづくりに向けた啓発活動等

(啓発活動)

第15条 区は、区民及び事業者が自主的に安全なまちづくりを推進することができるようにするため、安全に関する知識の普及及び情報の提供等必要な啓発活動を行わなければならない。

(人材の育成)

第16条 区は、安全なまちづくりを推進するための活動を支える人材を常に育成するよう努めなければならない。

(功績者表彰)

第17条 区は、安全なまちづくりのために顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

第 4 章 地域防災計画に基づく施策の推進

(地域防災計画に基づく施策の推進)

第18条 区は、この条例に定めるもののほか、地震、洪水、豪雨、暴風その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発若しくは事故に係る災害に対しては、新宿区災害対策推進条例（平成 25 年新宿区条例第 4 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項の規定により作成された新宿区地域防災計画に基づく施策を推進することにより、区民の安全の確保を図るものとする。

第 5 章 補 則

(委 任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

安全推進地域活動重点地区

(令和5年3月末現在 170 団体)

四谷地区

- 新宿三丁目町会・新宿四丁目町会
- 花園町会
- 新宿二丁目町会
- 四谷三丁目商店街振興組合
- 新宿一丁目町会
- 南元町町会
- 舟町町会
- 四谷中学校 PTA
- 若葉三丁目町会
- 須賀町町会
- 新宿四丁目商店会
- 左門町町会
- 左門町振興会
- 若葉二丁目町会
- 新宿園町会
- 四谷三栄町町会

笹笥町地区

- 笹笥地区協議会
- 市谷左内町町会
- 袋町町会
- 西五軒町町会
- 神楽坂通り商店会
- 牛込中央通り商店会
- 中町町会
- 神楽坂六丁目町会
- 神楽坂商店街振興組合
- 細工町町会
- 納戸町町会
- 赤城元町町会
- 本多横丁商店会

● 二十騎町会

- 南町町会
- 神楽坂仲通り商店街
- 市谷本村町町会
- 筑戸自治会
- 横寺町交友会
- 笹笥町町会

榎町地区

- 牛込仲之小学校 PTA
- 早稻田南町町会
- 天神町町会
- 早稻田鶴巻町南町会
- 原町一丁目町会
- 原町二丁目町会
- 牛込弁天町町会
- 原町三丁目町会
- 水道町町会
- 築地町町会
- 赤城下町町会
- 榎地区協議会
- 薬王寺町会
- 薬王寺商交会
- 柳町町会
- 鶴巻東町会
- 市谷仲之町会
- 中里町町会
- 鶴巻北町会
- 山吹町会
- 東山吹町会
- 改代町町会
- 馬場下町町会

- 鶴巻西町会
- 喜久井町町会
- 天神東町会

若松町地区

- 若松町町会
- 戸山地区合同防災防犯実行委員会
- 富久町中町会
- 富久北町会
- 東戸山小学校 PTA
- 戸山ハイツ北地区自治会
- 戸山ハイツ東地区自治会
- 戸山ハイツ西地区自治会
- 戸山ハイツ南地区自治会
- 若松青色防犯パトロール隊
- 若松地区青少年育成委員会
- 余丁町小学校 PTA
- 富久小学校 PTA
- 戸山三丁目南町会
- 住吉町町会
- 市谷台町町会
- 西富久町会

大久保地区

- 西戸山小学校 PTA
- 新宿六丁目一新会
- 新宿東二町会
- オレンジコートショッピングセンター会
- 百人町三丁目町会
- 都営百人町 3 丁目アパート連絡会 2 号棟会

- 区営大久保三丁目自治会
- 新宿中学校 PTA
- 新大久保商店街振興組合
- いぶき町会
- 百人町東町会
- 大久保二丁目町会
- 百人町南町会
- 医大通り商店会
- 百人町中央町会
- 東一町会
- 百人町西町会

戸塚地区

- 戸塚第三小学校 PTA
- 高田馬場南親睦会
- 戸塚町四丁目南町会
- 戸塚第一小学校 PTA・戸塚第二小学校 PTA
- 稲穂会
- 高田馬場三丁目光和会
- 高田馬場西商店街振興組合
- 西早稲田二丁目協和町会
- ワセダグラウンド商店会
- 西早稲田商店会
- 西早稲田文化町会
- 百人町四丁目連絡会
- 戸塚地区青少年育成委員会
- 高田馬場町会
- 西早稲田二丁目ときわ町会
- 高田馬場銀座商店街振興組合
- 諏訪町会
- さかえ通り商店会

- 早稲田商店会
- 大隈通り商店会
- 早稲田グランド坂通り商店会
- 早稲田早栄会
- 戸塚町友会
- 高田馬場清和会
- 和敬会
- 高田馬場三丁目北町会
- 高田馬場三丁目戸三親和会

落合第一地区

- 下落合東町会
- 下落合町会知久会
- 下落合四丁目町会
- 上落合東部町会
- 中落合二丁目町会
- 中落合三丁目やよい町会
- 中落合一丁目みどり町会
- 高田馬場住宅管理組合
- 落合第一地区協議会
- 落合第一地域ねこの会
- 目白銀座商店会
- 中井商工会

落合第二地区

- 上落合西町会
- 西落合町会
- 上落合中央町会
- 中落合三丁目辻町会
- 落合親和町会

柏木地区

- It's 東京フォーサイトスクエア
- 北新宿三丁目柏親会

- 北新宿四丁目町会
- 北新宿三丁目町会
- 柏木小学校 PTA
- 柏木三和会
- 新宿広小路商店会
- 西新宿七丁目町会
- 西新宿八丁目町会
- 北新宿二丁目新和会
- 北新宿一丁目仲町会
- 北新宿蜀山町会
- 北新宿二丁目町会
- 北新宿一丁目南町会

角筈地区

- 新宿西口商店街振興組合
- 西新宿商興会
- 西新宿角三町会
- 西新宿一丁目商店街振興組合
- 淀橋町会
- 西新宿小学校 PTA
- 西新宿一丁目町会
- 西新宿四丁目町会

区役所

- 歌舞伎町商店街振興組合・歌舞伎町二丁目町会
- 新宿東口商店街振興組合
- 新宿大通商店街振興組合
- 新宿駅前商店街振興組合
- 新宿サブナード商店会
- 新宿三光商店街振興組合
- ゴールデン街商業協同組合
- 新宿ゴールデン街商店街振興組合

防犯ボランティアグループ

(令和5年3月末現在 27 団体)

四谷地区

- 四谷地区青少年育成委員会

笹笥町地区

- 笹笥地区青少年育成委員会
- 神楽坂二丁目町会
- 牛込ワンワンパトロール隊

榎町地区

- 早稲田地区青少年育成委員会
- 鶴巻小学校 PTA
- 白銀公園犬の自主管理クラブ

若松町地区

- 東富久町会
- 新宿チャレンジスポーツ文化クラブ
- 地域友好会
- 地域守る会
- 東京韓国学校初等部 PTA
- 戸山ハイツ 33 号棟自治会

大久保地区

- 大久保地区青少年育成委員会
- 日清食品株式会社東京本社
- 都営百人町 3 丁目アパート
3・4 号棟自治会
- 大久保三丁目パトロール隊

戸塚地区

- 子ども見守りチャレンジ事業
実行委員会

落合第一地区

- 落合の緑と自然を守る会

落合第二地区

- 西落合自主安全パトロール隊
- 株式会社地区宅便

柏木地区

- 柏木青少年育成委員会防犯パトロール
- パティオ・セキュリティ・クラブ
- プレジール北新宿管理組合
- マック新宿コート管理組合

角筈地区

- ゼノンパトロール
- ことり企画

安全・安心まちづくり ～暮らしやすい安全で安心なまちの実現～

令和 5 年 3 月発行

編 集・発 行 新宿区危機管理担当部危機管理課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1
電話 5273-3532 (ダイヤルイン)
FAX 3209-4069
E-mail アドレス: kikikanri-bohan@city.shinjuku.lg.jp
ホームページ: <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

制 作・印 刷 株式会社信英堂

印刷物作成番号 2022-14-2401

この印刷物は、業者委託により 2,000 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり 335 円 (税抜) がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。